

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十八号

奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及び奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第一条 奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第六十二条の二」に改める。

第六十条中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項」に改める。

第六十一条及び第六十二条中「第二十四条第一項」を「第二十四条第二項」に改める。

第二章第五節中第六十二条の次に次の一条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第六十二条の二 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第六十二条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第六十条(第二十四条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数と指定障害福祉サービス基準等条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第百三十二号以下「特区分省令」という。))第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と指定障害福祉サービス基準等条例第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区分省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に發揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び指定障害福祉サービス基準等条例第九十八条の規定により基準該当生活

介護とみなされる通いサービス、この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第八十二条において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条に規定する基準を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスを受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十九条中「、第四十四条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」とを削る。

第八十一条第一項中「基準該当放課後等デイサービス事業所には」を「基準該当放課後等デイサービス事業所は」に改める。

第八十二条中「、第六十二条」を「から第六十二条の二まで」に改める。

（奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第二条 奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十六号中「奈良県条例第三十五号」の下に「。以下「指定通所支援基準等条例」という。」を加え、「同条例」を「指定通所支援基準等条例」に改める。

第九十八条第一号、第二号及び第四号中「基準該当生活介護とみなされる」の下に「通いサービス、指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる」を、「障害者」の下に「及び障害児」を加える。

第一百十二条第一号中「基準該当生活介護とみなされる」の下に「通いサービス、指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準等条例第八十二条において準用する指定通所支援基準等条例第六十二条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる」を加え、「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、同条第二号中「利用者

」を「障害者及び障害児」に改め、同条第四号中「利用者」を「障害者及び障害児」に改め、「障害者」の下に「及び障害児」を加える。

第二百二条第一項中「奈良県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」及び「同条例」を「指定通所支援基準等条例」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。